

令和３年度 移動等円滑化評価会議九州分科会

日時：令和３年８月３１日（火）１４：００～１６：００

議事次第

１．開会挨拶

２．議事

- ① 移動等円滑化評価会議九州分科会の規定の一部改正について
- ② 国土交通省の九州における主な取組について
- ③ 各団体におけるバリアフリー化の取組について

３．意見交換

４．その他

５．閉 会

《配付資料》

＜Ⅰ 基本資料＞

議事次第

委員及び出席者名簿

＜Ⅱ 議事資料＞

資料 1 移動等円滑化評価会議九州分科会の規定の一部を改正する案について

＜Ⅲ 発表資料＞

資料 2 九州運輸局管内におけるバリアフリーの現状と取組について

資料 3 官庁営繕の取組事例（九州地方整備局）

資料 4 2020 年度バリアフリー実績報告について（九州旅客鉄道(株)）

資料 5 駅におけるバリアフリーの取り組みについて（西日本鉄道(株)）

資料 6 障がい者等用駐車場（おもいやり駐車場）制度の周知について
（宮崎県）

資料 7 だれにでも使いやすい福岡市ホームページへ（福岡市）

資料 8 意見交換 発表テーマ・資料

資料 9 分科会による視察（案）

令和3年度 移動等円滑化評価会議九州分科会 委員及び出席者名簿

番号	組 織	委員(代理出席者)			随行者		備考
1	バリアフリー プロモーター 兼有識者	九州大学大学院工学研究院	准教授	大枝 良直		羽野 暁	
2		佐賀大学 (勤務先 久留米リハビリテーション病院)	名誉教授	齊場 三十四			欠席
3		株式会社 愛佳	代表取締役	下釜 豊広			
4		九州看護福祉大学	名誉教授	西島 衛治			
5		大分大学 理工学部	教授	池内 秀隆			
6		NPO法人 障害者自立応援センターYAH!DOみやざき	理事	永山 昌彦			
7		一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会	九州沖縄副支部長	岩浦 厚信			
8	施設設置 管理者	九州旅客鉄道(株)総合企画本部経営企画部	担当課長	力武 基樹	鉄道事業本部営業部企画課副課長	大嶋 啓介	
					鉄道事業本部営業部企画課	津崎 麻子	
9		西日本鉄道(株)自動車事業本部計画部計画課	課長	中嶋 建太郎	鉄道事業本部施設部駅施設課長	山田 三基	
					鉄道事業本部施設部駅施設課	田島 彰	
10		九州鉄道協会	常任理事 事務局長	宮野 和典			
11		九州バス協会	専務理事	中川原 達也			
12		九州乗用自動車協会	専務理事	山口 俊則			欠席
13		一般社団法人 福岡県タクシー協会	専務理事	奥野 藤雄			欠席
14		九州旅客船協会連合会	専務理事	待鳥 明義			
15		一般社団法人 日本ホテル協会九州支部	事務局長	木野 晴夫			
16		福岡国際空港(株)経営企画本部企画調整部	企画調整課長	淡居 剛		重森 祐介	
17	福祉・ 障がい者 団体	社会福祉法人 福岡県盲人協会	会長(事務局長)	松下 貴則(舟木 幸子)			
18		社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会	理事長(事務局長)	大澤 五恵(太田 陽介)			
19		社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	常務理事	塩川 正一			
20		公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会	理事長	大塚 洋			
21		公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会	会長(事務局長)	横山 利恵子(岩田 孝利)			
22		公益社団法人 福岡県精神保健福祉会連合会	会長	一木 猛	副会長	檜橋 恭一	
23		公益社団法人 福岡県老人クラブ連合会	会長	坂元 博			
24		福岡県脊髄損傷者連合会	会長	藤田 幸廣			
25		福岡県自閉症協会	会長	伊野 憲治			
26		NPO法人 福岡・翼の会	理事長	中川 修一			
27		NPO法人自立支援センターおおいた	理事長	後藤 秀和			
28	行政	大阪航空局 福岡空港事務所	広域空港管理官	杵田 博子			
29		福岡県福祉労働部障がい福祉課	課長	宮崎 正昭			欠席
30		佐賀県地域交流部交通政策課	課長(副課長)	前田 直紀(吉原 大介)			
31		長崎県福祉保健部福祉保健課	課長	中尾 美恵子			欠席
32		熊本県健康福祉部健康福祉政策課	課長	椎場 泰三			
33		大分県企画振興部交通政策課	課長〔地域交通班主幹(総括)〕	遠藤 健人(岩本 善道)			
34		宮崎県福祉保健部障がい福祉課	課長(主事)	重盛 俊郎(郡司 桃子)			
35		鹿児島県総合政策部交通政策課	課長(主幹兼交通係長)	滝澤 朗(肥後 卓志)			
36		福岡市保健福祉局総務企画部地域福祉課	課長	久田 惣介			
37		北九州市保健福祉局総務部総務課	計画調整担当課長(総務担当係長)	中山 賢彦(桶倉 希美)			
38		熊本市都市建設局都市政策部都市政策課	課長(副課長)	宮崎 晶兆(並河 洋一)			

番号	組 織	委員(代理出席者)			随行者		備考
39	事務局	国土交通省九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課	課長	末吉 博昭			
40		国土交通省九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課	主査	永松 大佐			
41		国土交通省九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課	係長	岡田 大典			
42		国土交通省九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課	係	伊藤 雅人			
43		国土交通省九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課	係	平川 千尋			
44		国土交通省九州地方整備局企画部企画課	課長補佐	藤木 敏治			
45		国土交通省九州地方整備局企画部企画課	第二係長	鷺崎 誠			
46		国土交通省九州運輸局	局長	河原畑 徹			
47		国土交通省九州運輸局交通政策部	部長	脇野 正博			
48		国土交通省九州運輸局交通政策部	次長	古賀 秀策			
49		国土交通省九州運輸局鉄道部計画課	課長補佐	牟田 嘉伊座			
50		国土交通省九州運輸局自動車交通部旅客第一課	課長	大久保 栄作			
51		国土交通省九州運輸局自動車交通部旅客第一課	主査	中村 翔			
52		国土交通省九州運輸局自動車交通部旅客第二課	係長	荒井 崇行			
53		国土交通省九州運輸局海事振興部旅客課	係長	峰 寛登			
54		国土交通省九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	課長	栗山 一郎			
55		国土交通省九州運輸局海上安全環境部船舶検査官	次席海事技術専門官	石田 拓三			
56		国土交通省九州地方整備局企画部	環境調整官	鈴木 昭人			

九州運輸局管内における バリアフリーの現状と取組

令和3年8月31日

九州運輸局交通政策部
バリアフリー推進課

バリアフリー法に基づく基本方針における新たな目標について(概要)

(赤字下線:現行目標からの追加・変更)

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消	92%	○バリアフリー指標として、 <u>案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)</u> の設置を追加
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	○3,000人以上/日の施設及び <u>基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設</u> を原則100%
		<u>案内設備(※2)</u>	<u>74%</u>	○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う
		障害者用トイレ(※3)	89%	○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 <u>※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める</u> <u>※駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める</u>
	ホームドア・可動式ホーム柵		858駅	<u>○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、全体で3,000番線</u> <u>○うち、10万人/日以上/日の駅は800番線</u>
	鉄軌道車両(※4)		75%	<u>○約70%</u> <u>※令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定</u> <u>※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める</u>
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	95%	バリアフリー指標として、 <u>案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)</u> の設置を追加
		視覚障害者誘導用ブロック	98%	○3,000人以上/日の施設及び <u>基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設</u> を原則100%
		<u>案内設備(※2)</u>	<u>76%</u>	○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		障害者用トイレ(※3)	84%	
	乗合バス車両(※4)	ノンステップバス	61%	<u>約80%</u>
		リフト付きバス等(適用除外車両)	5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 <u>○1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする</u>
	貸切バス車両(※4)		1,081台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両(※4)		37,064台	<u>○約90,000台</u> <u>○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする</u>
船舶	旅客船ターミナル(※1)	段差の解消	100%	○バリアフリー指標として、 <u>案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)</u> の設置を追加
		視覚障害者誘導用ブロック	100%	○ <u>2,000人以上/日の施設</u> を原則100%
		<u>案内設備(※2)</u>	<u>54%</u>	○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化
		障害者用トイレ(※3)	100%	○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)		48%	<u>○約60%</u> <u>○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化</u> ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音声による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

バリアフリー法に基づく基本方針における新たな目標について(概要)

(赤字下線:現行目標からの追加・変更)

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
航空	航空旅客ターミナル (※1)	段差の解消	87%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	95%	
		障害者用トイレ(※3)	97%	
	航空機(※4)		99%	原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		63% (※5,※6)	約70%
都市公園	園路及び広場		63%	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		55%	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	便所		62%	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		65% (※6)	約75%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック		61%	○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67% ○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%
		音響機能付加信号機	91%	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
		エスコートゾーン	50%	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		8自治体(※8)	約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)
	移動等円滑化基本構想の作成		304自治体(※9)	約450自治体(2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)
「心のバリアフリー」			—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50%(現状:約24%(※10)) ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合を原則100%(現状:約80%(※11))

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音声による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmが対象。

※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。

※7 公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のものは除く。

※8 2020年6月末の数値。

※9 2020年3月末の数値。

※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

九州運輸局管内県別 バリアフリー情報

旅客施設 (令和2年3月31日現在)

☆ 鉄軌道駅のバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人／日 以上の 施設数	段差の解消 (駅数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (駅数)	割合 (%)	トイレ設置 (駅数)	障害者用 トイレの 設置 (駅数)	割合 (%)
福岡県	152	143	94.1%	131	86.2%	148	104	70.3%
佐賀県	7	7	100.0%	5	71.4%	7	5	71.4%
長崎県	19	11	57.9%	13	68.4%	8	8	100.0%
熊本県	19	13	68.4%	14	73.7%	9	9	100.0%
大分県	9	6	66.7%	6	66.7%	9	6	66.7%
宮崎県	2	2	100.0%	2	100.0%	2	2	100.0%
鹿児島県	18	12	66.7%	10	55.6%	10	8	80.0%
九州	226	194	85.8%	181	80.1%	193	142	73.6%
全国	3,580	3,288	91.8%	3,403	95.1%	3,340	2,956	88.5%

☆ 旅客船ターミナルのバリアフリー化施設整備状況

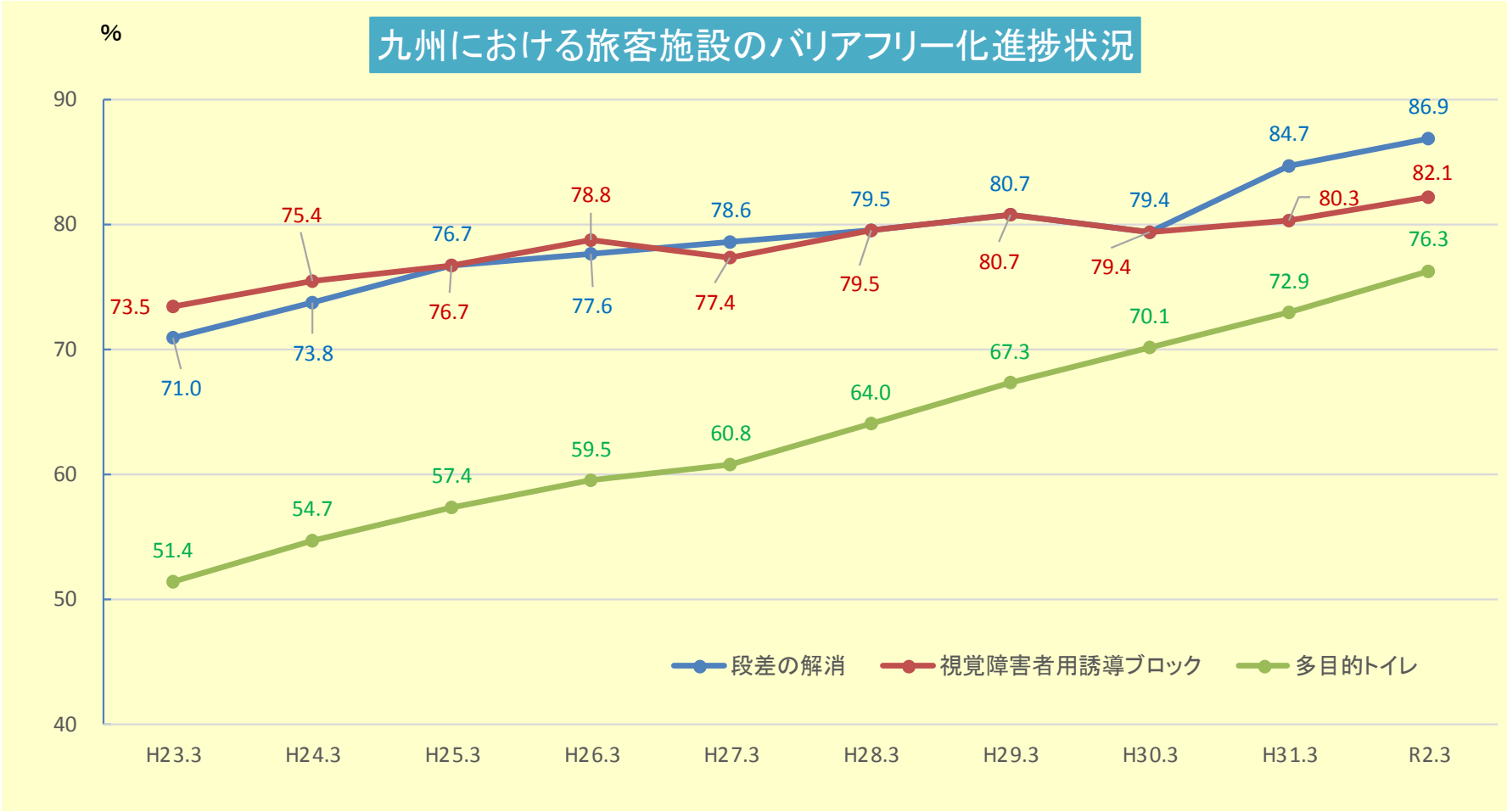
都道府県	平均的 利用者数 3,000人／日 以上の 施設数	段差の解消 (駅数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (駅数)	割合 (%)	トイレ設置 (駅数)	障害者用 トイレの 設置 (駅数)	割合 (%)
福岡県	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	—	—	—	—	—	—	—	—
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	4	4	100.0%	4	100.0%	4	4	100.0%
九州	4	4	100.0%	4	100.0%	4	4	100.0%
全国	13	13	100.0%	13	100.0%	13	13	100.0%

☆ バスターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人／日 以上の 施設数	段差の解消 (駅数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (駅数)	割合 (%)	トイレ設置 (駅数)	障害者用 トイレの 設置 (駅数)	割合 (%)
福岡県	8	8	100.0%	8	100.0%	8	7	87.5%
佐賀県	0	0	—	0	—	0	0	—
長崎県	4	3	75.0%	4	100.0%	4	4	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
大分県	0	0	—	0	—	0	0	—
宮崎県	0	0	—	0	—	0	0	—
鹿児島県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
九州	14	13	92.9%	14	100.0%	14	13	92.9%
全国	41	39	95.1%	40	97.6%	32	27	84.4%

☆ 航空旅客ターミナルのバリアフリー化施設整備状況

都道府県	平均的 利用者数 3,000人／日 以上の 施設数	段差の解消 (駅数)	割合 (%)	視覚障害者 誘導用 ブロック (駅数)	割合 (%)	トイレ設置 (駅数)	障害者用 トイレの 設置 (駅数)	割合 (%)
福岡県	3	3	100.0%	3	100.0%	3	3	100.0%
佐賀県	0	0	—	0	—	0	0	—
長崎県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
大分県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
宮崎県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
鹿児島県	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%
九州	8	8	100.0%	8	100.0%	8	8	100.0%
全国	38	33	86.8%	36	94.7%	38	37	97.4%



年. 月	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
段差の解消	71.0	73.8	76.7	77.6	78.6	79.5	80.7	79.4	84.7	86.9
視覚障害者用誘導ブロック	73.5	75.4	76.7	78.8	77.4	79.5	80.7	79.4	80.3	82.1
多目的トイレ	51.4	54.7	57.4	59.5	60.8	64.0	67.3	70.1	72.9	76.3

九州運輸局管内県別 バリアフリー情報

車両等 (令和2年3月31日現在)

☆ 鉄軌道車両

都道府県	車両の総数	移動円滑化 基準適合車両	割合(%)
福岡県	2,216	1,022	46.1%
佐賀県	0	0	—
長崎県	109	27	24.8%
熊本県	104	44	42.3%
大分県	2	2	100.0%
宮崎県	0	0	—
鹿児島県	56	17	30.4%
九州	2,487	1,112	44.7%
全国	52,648	39,287	74.6%

☆ 旅客船

都道府県	船舶の総数	移動円滑化 基準適合車両	割合(%)
福岡県	36	23	63.9%
佐賀県	7	3	42.9%
長崎県	58	30	51.7%
熊本県	10	3	30.0%
大分県	14	6	42.9%
宮崎県	4	0	0.0%
鹿児島県	20	13	65.0%
山口県	16	5	31.3%
九州	165	83	50.3%
全国	686	332	48.4%

※九州運輸局は山口県の下関海事事務所を管轄に含むため、運輸局データを県別に細分化するという作業においては、山口県を九州の地域として追加している。

☆ バス車両

都道府県	車両の総数 (A)	対象車両数 (B)	低床バス		ノンステップバス	
			移動円滑化基準適合数 (C)	割合(%) (C)／(A)	移動円滑化基準適合数 (D)	割合(%) (D)／(B)
福岡県	2,836	2,280	2,188	77.2%	797	35.0%
佐賀県	372	243	227	61.0%	123	50.6%
長崎県	1,532	1,187	704	46.0%	358	30.2%
熊本県	975	642	466	47.8%	347	54.0%
大分県	614	388	262	42.7%	100	25.8%
宮崎県	443	344	197	44.5%	115	33.4%
鹿児島県	1,403	1,074	408	29.1%	250	23.3%
九州	8,175	6,158	4,452	54.5%	2,090	33.9%
全国	61,542	48,025	42,802	69.5%	29,373	61.2%

※「対象車両数」は、乗合バス総車両数から移動円滑化基準適用除外認定を受けた車両を除いた数とする。

☆ 福祉タクシー

都道府県	移動円滑化 基準適合車両	UDタクシー
福岡県	1,082	646
佐賀県	118	52
長崎県	323	95
熊本県	393	103
大分県	355	177
宮崎県	205	57
鹿児島県	303	104
九州	2,779	1,234
全国	37,064	21,736

信号機等

※地域については管区警察局等の管轄区域を基本としており、内訳は以下のとおり。

北海道警察(北海道)

東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

警視庁(東京都)

関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部(富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

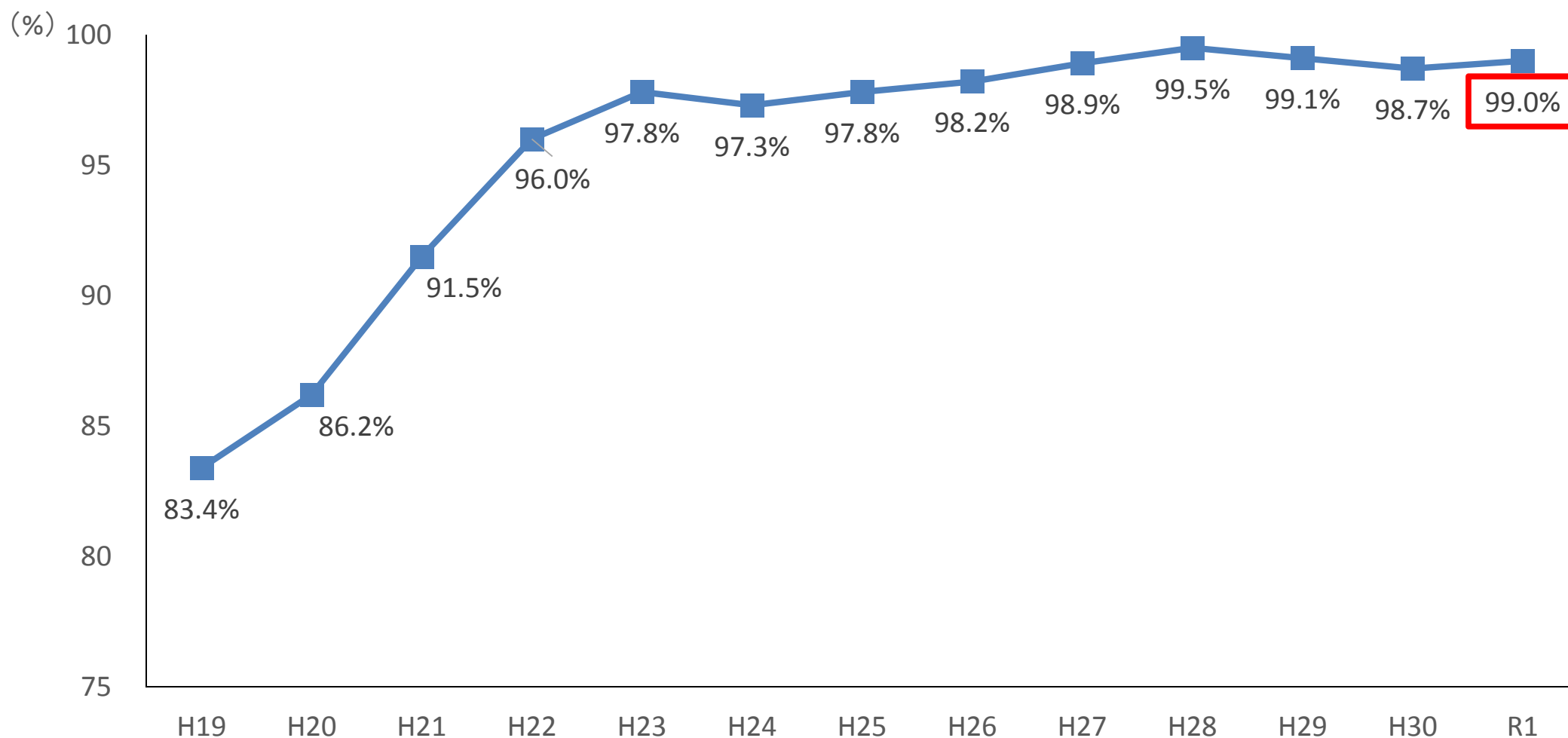
中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

◆信号機等のバリアフリー化の目標

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、令和2年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感應信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。



- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化は、全体的には着実に進んでいる。

(警察庁資料による)

北海道	東北	東京都	関東	中部
100.0%	99.7%	96.1%	99.7%	98.8%

近畿	中国	四国	九州	全国平均
99.9%	99.7%	100.0%	100.0%	99.0%

※管区警察局別

(令和元年度末時点)

心のバリアフリー施策の推進（交通バリアフリー教室の開催）

高齢者や障がい者等の介助体験、疑似体験等を通じて、バリアフリーについて理解を深めると共にボランティアに関する意識を高め「心のバリアフリー」社会の実現を目指します。

九州運輸局「バリアフリー教室」開催状況

令和3年3月31日現在

	開催年月日	開催場所	参加者等
136	令和2年11月04日	香椎小学校（福岡市）	（5日までの2日間）小学4年生120名
137	令和2年11月09日	内野小学校（飯塚市）	小学4，5年生11名
138	令和2年11月20日	小中一貫校颯田校（飯塚市）	小学4年生40名
139	令和2年11月27日	小中一貫校幸袋校（飯塚市）	小学4年生82名
140	令和3年02月10日	島原市役所	市役所職員及び一般乗合旅客事業者21名

※赤枠の教室は、実際に障がい者の方に参加協力を頂いて実施しました。

令和2年度交通バリアフリー教室の取組

- ・障がい者への理解をより深めるため、障がい者の方々にバリアフリー教室へ参加してもらう（疑似体験講師、講話、ディスカッション）。
- ・報道機関等に取材要請を行い、ニュースに取り上げてもらうことで取組み内容を広く周知。
- ・小学校を訪問し、校長先生に九州運輸局が行っているバリアフリー教室の説明及び開催のための活動を行った。

NHK NEWS WEB

長崎 NEWS WEB

島原市でバリアフリー講習会

02月10日 18時06分



て21人が参加しました。

高齢者や障害者の疑似体験を通じてバリアフリーに対する理解を深めてもらうと、島原市で市の職員などを対象にした講習会が開かれました。

国土交通省の九州運輸局が島原市役所で開いたこの講習会には、市の職員と島原鉄道の社員、合わせて

（報道機関の取り上げ事例）



（バスを利用時の体験）



（盲導犬の訓練）

マスタープラン・基本構想の作成状況

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が**面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- ・ 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

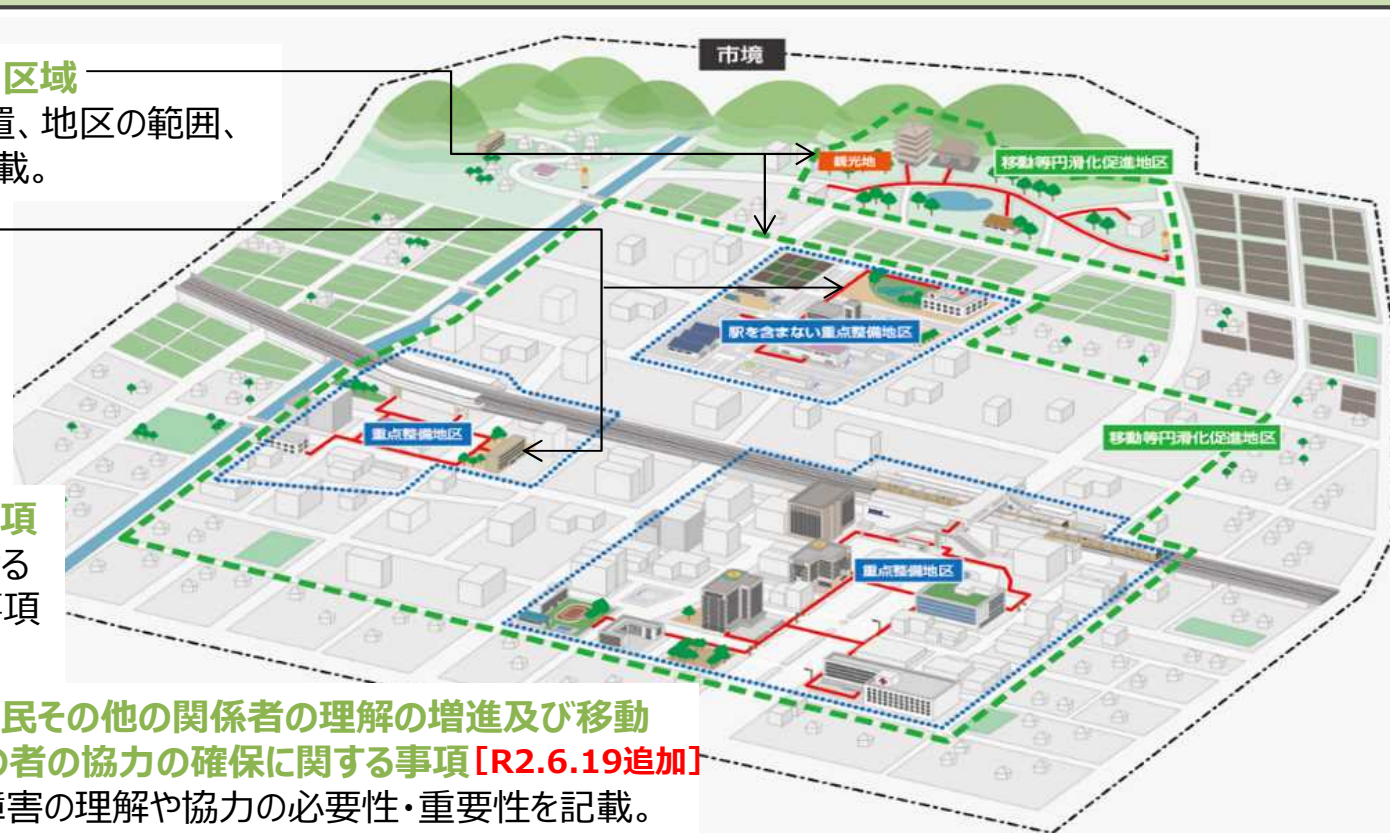
- ・ 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- ・ 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- ・ 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項【R2.6.19追加】

- ・ 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- ・ 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



◎ 行為の届出に関する事項

- ・ 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- ・ 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップ^oの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

●重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

●生活関連施設・生活関連経路

- ・生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- ・生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

●実施すべき特定事業に関する事項

[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- ・事業内容
 - ・事業者
 - ・事業実施時期
 - ・対象施設
 - ・整備内容
- 等を記載。

●移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
- ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
- ☆ 交通手段の充実
- ☆ ソフト施策



公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

視覚障害者誘導用
ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消



障害者対応型トイレの
整備



交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】



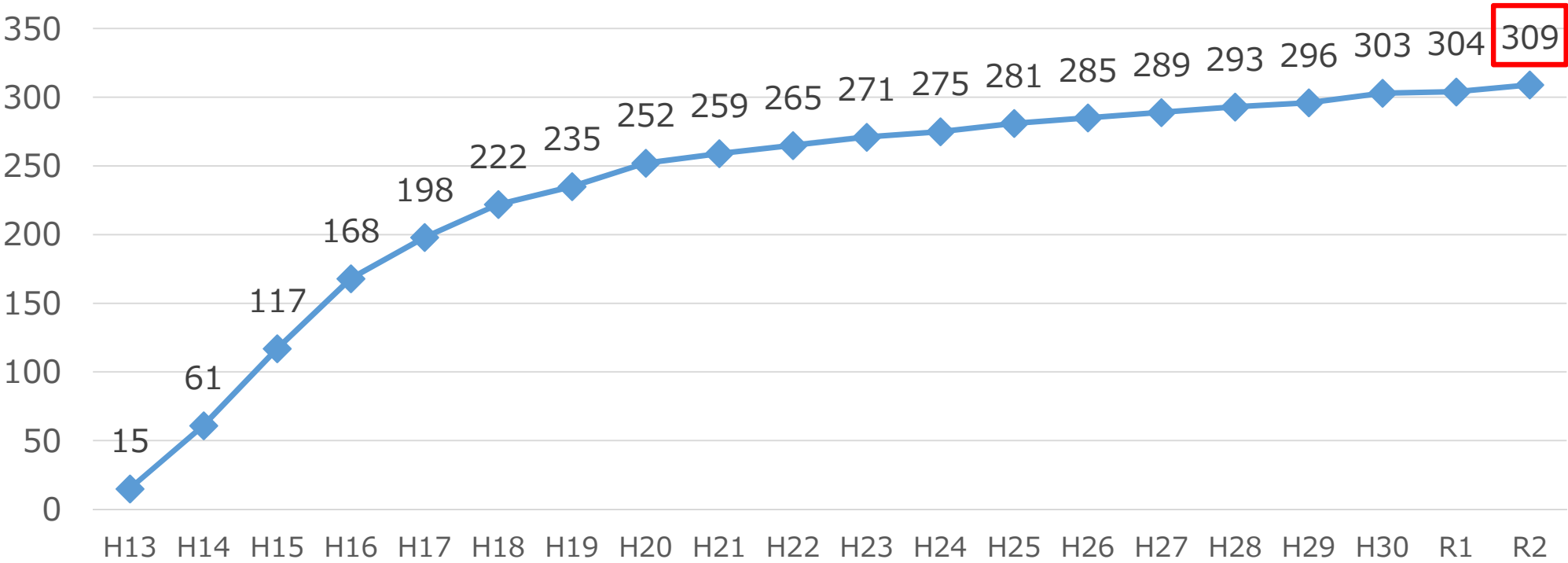
小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

- 全国における基本構想は、309市区町において作成されており、作成率は約 2 割となっている。
- 人口規模が比較的大きい「市・区」で見ると、作成率は 3 分の 1 となっており、そのうち政令市・中核市・特別区は 8 割以上となっている。

＜基本構想の作成自治体数＞



	全国	市・区					町	村
		政令市	中核市	その他の市	特別区			
作成率	17.7 %	35.0 %	95.0 %	84.5 %	27.5 %	91.3 %	3.2 %	0.0 %
作成数	309 / 1741	285 / 815	19 / 20	49 / 58	196 / 714	21 / 23	24 / 743	0 / 183

地域別 基本構想の作成状況（令和3年3月末時点）

※ブロック内訳は、運輸局と同じ

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
作成数	16	12	93	17	43
作成率	8.9 %	5.3 %	27.1 %	12.1 %	24.3 %
	16 / 179	12 / 227	93 / 343	17 / 141	43 / 177
うち市・区の作成率	40.0 %	14.3 %	41.2 %	26.7 %	38.1 %
	14 / 35	11 / 77	89 / 216	16 / 60	40 / 105

	近畿	中国	四国	九州	沖縄
作成数	80	22	6	18	2
作成率	40.4 %	20.6 %	6.3 %	7.7 %	4.9 %
	80 / 198	22 / 107	6 / 95	18 / 233	2 / 41
うち市・区の作成率	63.1 %	37.0 %	15.8 %	15.7 %	18.2 %
	70 / 111	20 / 54	6 / 38	17 / 108	2 / 11

（参考）
整備目標450市町村を
市・区で達成するためには
、作成率を55%超にする
必要がある。

	作成数	作成率	うち市・区の 作成率
全国	309	17.7 %	35.0 %
		309 / 1741	285 / 815

※赤塗り箇所：
全国平均以上
※青塗り箇所：
全国平均以下
※赤字：R2.3月末
からの変更箇所

- 国土交通省では、市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、作成済みのマスタープラン・基本構想を見直す場合に活用できるよう、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を作成・公表している。（平成20年度発行、平成28年度・平成30年度に見直し）
- 令和2年6月一部施行の改正バリアフリー法における移動等円滑化の促進に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策の強化や、令和3年4月施行の基本方針改正における移動等円滑化促進地区等の要件の見直し等を踏まえ、令和3年3月に改訂。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追加

マスタープランの必須記載事項となった「心のバリアフリー」に関する事項について、記載すべき内容や記載事例等を追加

■ マスタープランの作成事例の充実

平成30年度に創設されたマスタープランについて、近年の作成事例における地区設定の考え方や、届出制度、情報提供に関する記載事例を追加

■ 基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容を追加

特定事業の類型に追加された「教育啓発特定事業」を位置づける際の留意点や、記載すべき内容、特定事業計画の作成例を追加

■ 基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例を追加

基本構想の住民提案を受けた実績がある市町村や提案したことがある住民団体にアンケート調査を行い、市町村の体制整備や検討方法のポイントや住民提案事例を追加

目次

I. 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

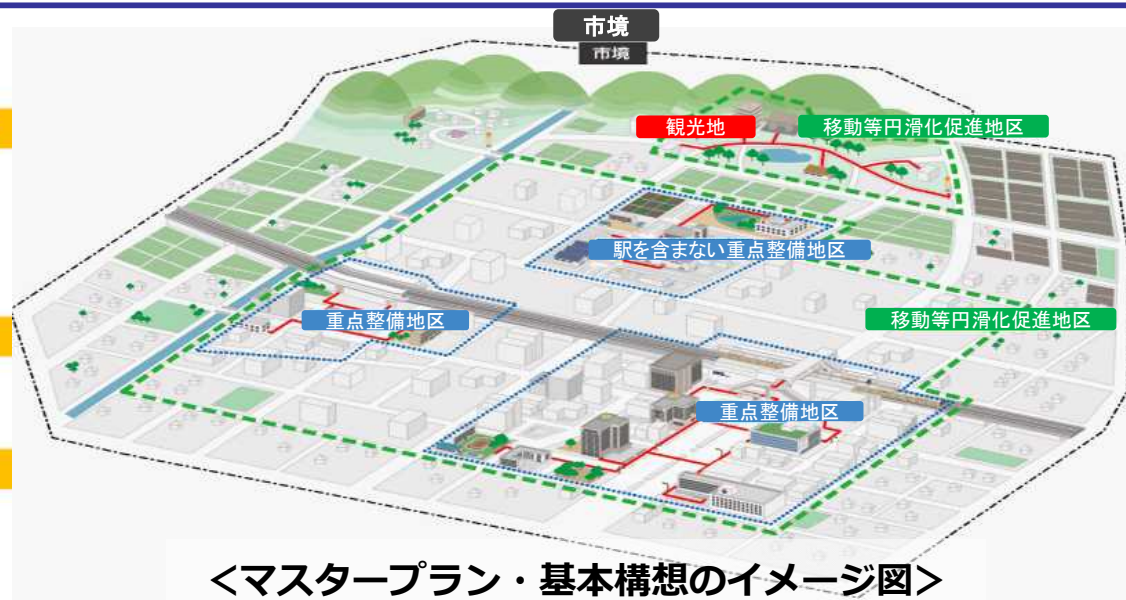
- 第1章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
- 第2章 ガイドラインの概要
- 第3章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって

II. 移動等円滑化促進方針の作成

- 第4章 移動等円滑化促進方針の作成
- 第5章 移動等円滑化促進方針の評価・見直し

III. バリアフリー基本構想の作成

- 第6章 バリアフリー基本構想の作成
- 第7章 バリアフリー基本構想の評価・見直し
- 第8章 特定事業計画の作成



＜マスタープラン・基本構想のイメージ図＞

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する調査経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）

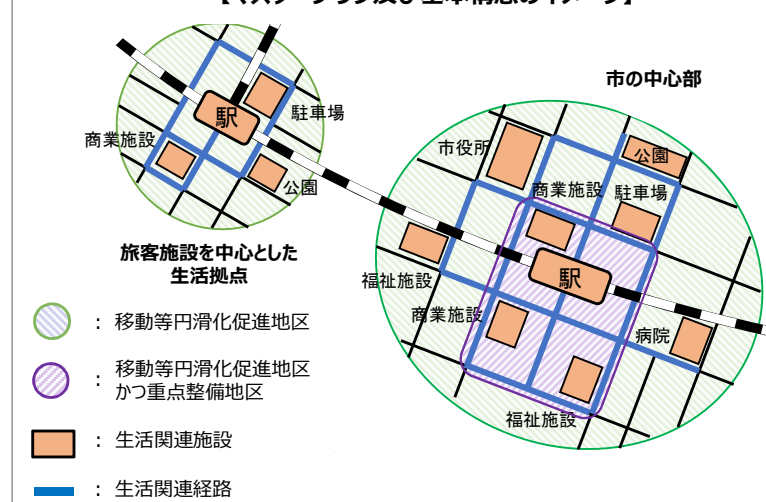
○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な調査経費

- ・協議会開催等の事務費
- ・住民・利用者アンケートの実施費用
- ・短期間の実証調査のための費用 等
- ・地域のデータの収集・分析の費用
- ・専門家の招聘費用

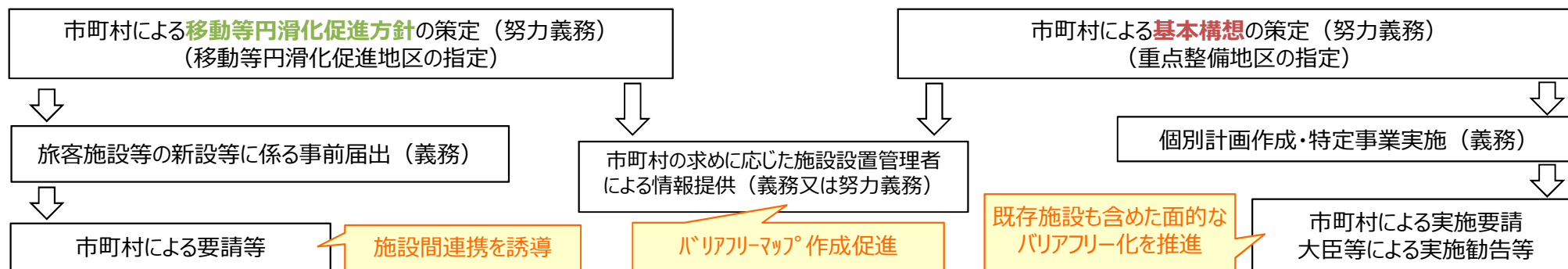
※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：1／2（上限500万円）

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



「移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要」



「参考資料」

- ・『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』
- ・『交付要綱・実施要領』

- ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
- ： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

- マスタープラン・基本構想を作成する自治体は、必要に応じて都道府県から必要な助言その他の援助を求めることができる。
- 都道府県は、市町村の境界を越えた面的なバリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要。

＜市町村によるマスタープラン・基本構想作成における都道府県の関与＞

○ 市町村が都道府県に期待する主な役割

- ・ 地方公共団体規模別の**先進事例の紹介**
- ・ 基本構想等作成に関する**勉強会やセミナーの開催**
- ・ 基本構想等の作成・見直し時の**財政・人的支援**
- ・ 具体の事業を実施する際の**関係機関等との調整**
- ・ 旅客施設が市町村境界に存する場合などの**広域的な見地からの調整**
- ・ 協議会への参画
- ・ 各施設設置管理者に対する**特定事業計画作成の働きかけ**
- ・ 施設設置管理者としての**意見・協力**
- ・ 県内市町村における**共通運用ルールなどのとりまとめ**

(H30「基本構想作成における都道府県の関与の実態把握等に関するアンケート調査」(国土交通省)より)

管内市区町村の作成状況の提供＜神奈川県＞

都道府県のホームページにおいて管内市区町村の基本構想の作成状況を提供しており、基本構想未作成の市町村等に対して、先進事例を提供する有効な手段となっている。

＜神奈川県ホームページより＞



セミナーの開催＜奈良県＞

県、運輸局、整備局で「基本構想作成推進セミナー」を共催。

セミナーと合わせて各市町村に個別説明等を実施した結果、基本構想の作成につながった例もある。

■バリアフリー基本構想策定推進セミナー

地方自治体が作成するバリアフリー基本構想の取り組みを推進するため、近畿地方整備局及び府県と連携し、地方自治体のバリアフリー担当部門及び交通事業者を対象に、基本構想策定推進セミナーを開催しています。

平成26年度は、奈良県において、開催いたしました。

■奈良県バリアフリー基本構想策定推進セミナー

日時：平成26年11月7日（金）14:00～16:30
場所：橿原市役所内会議室・近鉄八木西口駅ほか
共催：近畿運輸局、奈良県
出席者：奈良県内の市町村担当者 6市7町1村 22名
内容：①講演

- ・ 当事者参加で進めるバリアフリー実践の経験を通じて（兵庫県立福祉のまちづくり研究所 北川 博巳氏）
- ・ バリアフリー施策の取り組みの現状（近畿運輸局）
- ・ 橿原市バリアフリー基本構想の運用について（橿原市）
- ・ 奈良県内のバリアフリー基本構想に関する現状について（奈良県）
- ② 橿原市バリアフリー化状況説明
- ・ 鉄道駅のバリアフリー化について（近畿日本鉄道株式会社）
- ・ 橿原市重点整備地区内のバリアフリー化について（近畿地方整備局奈良国道事務所）

＜近畿運輸局ホームページより＞

九州における基本構想策定状況

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記されている。地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進するため、市町村が移動等円滑化促進方針及び基本構想を策定し定期的な評価・見直しを努力義務としている。

1日あたりの平均利用者が3000人以上の旅客施設を所在する市町村

(資料:移動等円滑化実績等報告書 令和2年3月31日現在)

市町村		旅客施設数					市町村		旅客施設数				
		鉄軌道駅	バス(タ)	港(タ)	空港(タ)	小計			鉄軌道駅	バス(タ)	港(タ)	空港(タ)	小計
福岡県	福岡市	65	3		2	163	佐賀県	佐賀市	1				7
	北九州市	30	3		1			唐津市	1				
	大牟田市	3						鳥栖市	2				
	久留米市	5	1					武雄市	1				
	直方市	1						神埼市	1				
	飯塚市	1	1					基山町	1				
	柳川市	1					長崎県	長崎市	11	3			22
	筑後市	1						佐世保市	2	1			
	行橋市	1						諫早市	2				
	豊前市	1						大村市	1			1	
	中間市	1						長与町	1				
	小郡市	2					熊本県	熊本市	13	1			21
	筑紫野市	7						八代市	2				
	春日市	3						玉名市	1				
	大野城市	4						宇土市	1				
	宗像市	3						宇城市	1				
	太宰府市	3						大津町	1				
	古賀市	3						益城町				1	
	福津市	2					大分県	大分市	5				10
	糸島市	3						別府市	3				
	宇美町	1						中津市	1				
	篠栗町	1						国東市				1	
	新宮町	1					宮崎県	宮崎市	2			1	3
	粕屋町	3					鹿児島県	鹿児島市	12	1	3		24
	水巻町	1						薩摩川内市	1				
	岡垣町	1						日置市	1				
	遠賀町	1						霧島市	2			1	
	桂川町	1						垂水市			1		
	苅田町	2						姶良市	2				
小計		152	8	0	3	163	小計		72	6	4	5	87
※		は令和3年3月末現在の基本構想作成済み市町村					合計	58市町村	224	14	4	8	250

市町村に対するバリアフリープロモートの実施

●バリアフリープロモートの実施

市町村が、「バリアフリー法」に基づき作成する、基本構想の策定促進のため、将来的に基本構想作成予定あり（時期未定）の市町村に対し策定に向けたプロモート活動を実施しています。

【活動状況】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
●福岡県糸島市	●福岡県荻田町	●福岡県豊前市	●福岡県田川市	●福岡県北九州市	●福岡県太宰府市
●長崎県佐世保市	●佐賀県神埼市	●鹿児島県いちき串木野市	●福岡県飯塚市	●福岡県新宮町	●福岡県北九州市
●福岡県北九州市	●宮崎県日向市	●鹿児島県日置市	●佐賀県嬉野市	●福岡県築上町	●佐賀県佐賀市
●福岡県大野城市	●宮崎県高鍋町	●鹿児島県垂水市	●大分県大分市	●大分県別府市	●福岡県久留米市
●福岡県小郡市	●宮崎県日南市	●大分県豊後大野市	●大分県別府市	●大分県宇佐市	●長崎県島原市
●鹿児島県霧島市		●大分県臼杵市	●大分県中津市	●大分県佐伯市	●長崎県佐世保市
		●大分県佐伯市		●宮崎県宮崎市	●熊本県玉名市
		●大分県津久見市			●福岡県田川市
		●佐賀県吉野ヶ里町			●鹿児島県鹿児島市
		●佐賀県多久市			
		●長崎県松浦市			

【プロモートの結果 自治体からの感想】

- ・プロモートにより「基本構想」の概要等が理解できた。
- ・新しい総合計画を策定しているので基本構想も含め検討したい。
- ・基本構想を庁舎内で横展開し周知したいが、庁舎内の調整が難しい。など

官庁営繕の取組事例

ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づく庁舎整備(熊本地方合同庁舎)

熊本地方合同庁舎において、車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、オストメイト、周辺地域自治協議会の各団体の方々にご協力いただき、設計、施工段階等で、案内サインや多機能トイレ等に対するご意見をいただく UDレビューを開催しました



熊本地方合同庁舎A棟(右)とB棟(左)



外構案内サインの確認状況

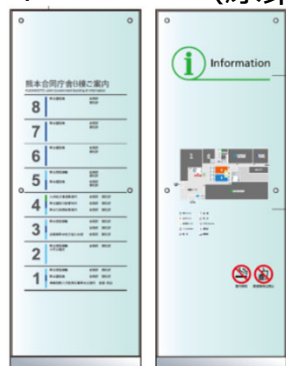


多機能トイレのモックアップの確認状況

UDレビューによる整備内容の改善

サインは文字を大きく、トイレの手すりは壁と違う色にして分かりやすく等の UDレビューのご意見を整備に反映しました

■案内サイン（原案）



（完成）



■多機能トイレ（原案）



（完成）



【詳細は九州地方整備局営繕部のホームページをご参照ください】 <http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/tatemono.html#ud>